

評価規準、評価方法等の研究開発について

平成13年2月20日
国立教育政策研究所長裁定

1 趣 旨

各小・中・高等学校における児童生徒の学習の到達度の客観的な評価に資するため、教科等ごとに評価規準，評価方法等の研究開発を行う。

2 調査研究事項

- (1) 評価規準の研究開発
- (2) 評価方法の研究開発
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する事項

3 実施方法

研究開発に当たっては，教科等ごとに学識経験者，教員等を協力者として委嘱し，2の事項について研究開発を行う。